

「消費税の軽減税率制度説明会」を開催します。

平成 31 (2019) 年 10 月 1 日に導入される「消費税の軽減税率制度」について、事業者の皆さんにおける準備事項、「**対策補助金の期限等**」に関する説明会を以下のとおり開催しますので、是非、ご都合の良い日程の説明会へ参加いただきますようお願いします。

日 時		場 所	定 員
平成 31 (2019) 年 3 月 27 日 (水)	10 : 30 ~ 12 : 00 15 : 30 ~ 17 : 00	呉税務署 5 階共用会議室	各 60 名
平成 31 (2019) 年 4 月 16 日 (火)		呉税務署 3 階大会議室	
平成 31 (2019) 年 5 月 14 日 (火)	15 : 30 ~ 17 : 00	呉税務署 5 階共用会議室	
平成 31 (2019) 年 6 月 10 日 (月)		呉税務署 5 階共用会議室	
平成 31 (2019) 年 6 月 11 日 (火)	10 : 30 ~ 12 : 00 15 : 30 ~ 17 : 00	呉税務署 3 階大会議室	
平成 31 (2019) 年 6 月 12 日 (水)		呉税務署 3 階大会議室	
平成 31 (2019) 年 6 月 13 日 (木)	15 : 30 ~ 17 : 00	呉税務署 5 階共用会議室	
平成 31 (2019) 年 6 月 14 日 (金)		呉税務署 5 階共用会議室	

参加を希望される方は、
呉税務署 法人課税第一部門
(0823-55-3978) へ電話予約
をお願いします。



内 容

● 制度の概要、準備事項、請求書等の記載方法の変更内容

※ 特に「**請求書等の記載方法の変更**」については、「**現在、免税事業者の方**」や「**軽減税率対象品目の販売がない事業者の方**」にも関係します。

● 軽減税率制度対策補助金の説明

※ 補助金を受給するためには、平成 31 (2019) 年 9 月 30 日までにレジの導入・システムの改修を終え、支払が完了している必要があります。